

公 告

下記のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び焼津市契約規則（昭和 53 年焼津市規則第 15 号）第 6 条の規定に基づき公告する。この入札は、静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

令和 7 年 7 月 1 日

焼津市長 中野 弘道

記

1 入札に付する事項等

- (1) 入札番号 第 43 号（電子入札用案件番号：10043）
- (2) 工 事 名 焼津市役所大井川庁舎改修工事（建築工事）（債務負担）
- (3) 工事場所 焼津市宗高地内
- (4) 工事概要 （屋外）
屋根防水改修，外壁改修，外部建具改修
（1 階）内装改修・トイレ改修（移設・洋式化）・内部建具改修
（2 階）内装改修・トイレ改修（洋式化）・内部建具改修
（3 階）内装改修・トイレ改修（洋式化）・内部建具改修
- (5) 予定工期 令和 7 年 10 月上旬から令和 8 年 10 月下旬まで
- (6) 予定価格 事後公表

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしていることについて確認を受けた者であること。

- (1) 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成 23 年焼津市告示第 310 号）に基づき、建築一式工事に係る有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づき、建築一式工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 有資格者名簿に登録されている者のうち、本公告時に当該名簿に登録されている建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく主たる営業所（本店）の所在地を焼津市、藤枝市又は島田市に有する者であること。
- (4) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（審査基準日が開札日から 1 年 7 ヶ月以内のものに限る。）が 700 点以上の者であること。
- (5) 入札参加申請者は、次の全ての条件を満たす国又は地方公共団体が発注した公共工事の元請施工実績がある者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上のものに限る。

ア 平成 22 年 4 月 1 日から本公告日までの間に完成し、引渡しが完了している工事

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積 700 ㎡以上の建築物の新築、増築若しくは改築工事又は改修面積 700 ㎡以上の内部改修を含む建築一式工事

- (6) 配置予定技術者は、建設業法第 26 条に規定する建築一式工事に係る監理技術者(監理技術者資格者証(建築)の交付を受けている者で監理技術者講習を受講したものをいう。)の資格を有する者であること。
- (7) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (8) 焼津市競争契約入札心得(建設工事等)に定める入札に参加する資格のない者に該当していないこと。
- (9) 本件工事に係る設計業務等の受託者(マサキ建築設計事務所 焼津市上泉 561-1)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。

3 設計図書等の入手方法

入札参加申請者は、次に掲げるところにより設計図書等を入手すること。

- (1) 入手期間 令和 7 年 8 月 1 日(金)まで
- (2) 入手方法 次の焼津市ホームページからダウンロードにより入手すること。
<http://www3.city.yaizu.shizuoka.jp/nyusatulist/seigenList.asp>

4 入札参加資格確認申請

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げるところにより申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 公告日の翌日から令和 7 年 7 月 15 日(火)まで
(土曜日、日曜日及び休日を除く。)
午前 9 時から午後 9 時まで(申請期間最終日は、午後 5 時までとする。)
※持参の場合 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 申請方法 電子入札システムにより入札参加資格確認申請書(焼津市制限付き一般競争入札取扱要領(建設工事等)第 2 号様式)を提出すること。なお、(4)の提出書類については、電子入札システムによる提出を原則とするが、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合は、(3)の提出場所へ持参すること。郵送及びファクシミリによるものは、受け付けない。
紙入札による参加を希望する場合は、申請に先立ち、(3)の提出場所へ紙入札方式参加申請書(焼津市電子入札運用基準第 4 号様式)を提出(ファクシミリ可(送信先:焼津市総務部契約検査課 ファクシミリ番号 054-626-1136)。ファクシミリ送信後、電話により受信確認(確認先:焼津市総務部契約検査課 電話番号 054-626-1119)を行うこと。)し、承諾を得ること。承諾が得られた後、(3)の提出場所へ入札参加資格確認申請書(焼津市制限付き一般競争入札取扱要領(建設工事等)第 2 号様式)及び(4)の提出書類を持参すること。郵送及びファクシミリによる提出は、受け付けない。
- (3) 提出場所 焼津市役所本庁舎 4 階(焼津市本町二丁目 16 番 32 号)
焼津市総務部契約検査課 電話番号 054-626-1119
- (4) 提出書類

ア及びイの様式については、焼津市ホームページに掲載する。

ア 同種工事等の施工実績表（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）第3号様式）

施工実績の証明となる書類（工事名、発注機関名、履行場所、工期、受注形態、工事概要、発注者・受注者の押印が確認できる書類又はコリンズに基づく登録内容が確認できる書類。共同企業体としての施工実績（出資比率20%以上のものに限る。）を記載した場合、共同企業体に係る協定書。）の写しを添付すること。

イ 配置予定技術者等の資格・工事経歴表（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）第4号様式）（工事経験の概要等欄については、記入不要とする。）

次の書類の写しを添付すること。

(7) 配置予定技術者の資格・免許等が確認できる書類の写し及び監理技術者資格者証の写し（表裏両面）

(4) 配置予定技術者との入札参加資格確認申請日以前3ヵ月以上の雇用関係を証明することができる書類（健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等）の写し

ウ 総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第25号の12）の写し（審査基準日が7(3)に規定する開札日から1年7ヵ月以内のもの）

エ 建設業許可申請書（建設業法施行規則様式第1号）別紙2(1)又は(2)の営業所一覧表の写し

オ 配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことが確認できる書類（専任技術者証明書（建設業法施行規則様式第8号）又は建設業許可申請書（建設業法施行規則様式第1号）別紙4の専任技術者一覧表）の写し

(5) 提出書類の扱い

ア 作成費用は、申請者の負担とする。

イ 申請者に無断で他の用途に使用しない。

ウ 返却しない。

エ 公表しない。

オ 提出期限後における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年7月25日（金）までに電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札による参加の承諾を得た者には、ファクシミリにて入札参加資格確認通知書（焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）第5号様式）により通知する。

(2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、次に掲げるところにより、その理由について説明を求めることができる。また、紙入札による参加の承諾を得た者が説明を求める場合には、書面（書式自由）により説明を求めることができる。

ア 受付期間 通知を受けた日から令和7年7月28日（月）まで

午前9時から午後9時まで（受付期間最終日は、午後5時までとする。）

※ファクシミリの場合 午前9時から午後5時まで

イ 受付方法 電子入札システムにより受け付ける。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者は、ファクシミリ（送信先：焼津市総務部契約検査課 ファクシミリ番号 054-626-1136）に

より受け付ける。なお、ファクシミリ送信後、電話により受信確認（確認先：焼津市総務部契約検査課 電話番号 054-626-1119）を行うこと。

ウ 回答 令和7年7月29日（火）までに電子入札システムにより回答する。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者に対しては、ファクシミリにより回答する。

6 設計図書等に関する質問等

(1) 設計図書等に関する質問

ア 受付期間 令和7年7月15日（火）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前9時から午後9時まで（最終日は午後5時までとする。）

※ファクシミリの場合 午前9時から午後5時まで

イ 受付方法 電子入札システムにより受け付ける。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者は、ファクシミリ（送信先：焼津市総務部契約検査課 ファクシミリ番号 054-626-1136）により受け付ける（様式自由）。なお、ファクシミリ送信後、電話により受信確認（確認先：焼津市総務部契約検査課 電話番号 054-626-1119）を行うこと。

(2) 質問に対する回答方法等

令和7年7月25日（金）までに電子入札システムにより回答する。ただし、紙入札による参加の承諾を得た者に対しては、ファクシミリにより回答する。

7 入札手続等

(1) 入札書受付期間 令和7年7月31日（木）から令和7年8月1日（金）まで

午前9時から午後9時まで（受付期間最終日は、午後1時までとする。）

(2) 入札方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合は、(3)の開札日時に(4)の開札場所へ持参により提出すること。

(3) 開札日時 令和7年8月4日（月）午前9時

(4) 開札場所 焼津市役所 本庁舎 第2委員会室（焼津市本町二丁目16番32号）

(5) 必要な書類

本件入札においては、工事費内訳書の様式を指定しているため、3(2)のホームページからダウンロードした指定様式により工事費内訳書を作成し、提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の場合 入札書及び工事費内訳書

イ 紙入札による場合 入札書、工事費内訳書、入札参加資格確認通知書の写し、委任状（代理人が入札する場合）

(6) 入札保証金 免除

(7) 契約保証金 必要

(8) 前払金 有（別添の「債務負担行為等に係る契約の特約（建設工事）」による。）

(9) 部分払 有（別添の「債務負担行為等に係る契約の特約（建設工事）」による。）

(10) 低入札価格調査 有

- (11) 失格判断基準 有
- (12) 入札金額 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きに係る免税又は課税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜額）を記載すること。
- (13) 入札の無効 無効となる入札は、焼津市競争契約入札心得（建設工事等）に定めるところによる。
また、入札参加資格があることを確認された者であっても、その後に入札参加資格停止措置を受けた者など入札参加資格のない者が行った入札は、無効とする。
- (14) 落札者の決定方法 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が焼津市低入札価格調査取扱要領で規定する低入札価格調査の対象となった場合は、当該要領に基づく低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
- (15) 入札執行回数 2 回を限度とする。なお、2 回目の入札の実施に当たっては、焼津市電子入札運用基準第 8 の 8 「再度の入札について」に定めるところによる。

8 その他

- (1) 照会窓口は、焼津市総務部公有財産課（焼津市役所本庁舎 4 階 焼津市本町二丁目 16 番 32 号 電話番号 054-626-1139）及び焼津市総務部契約検査課（焼津市役所本庁舎 4 階 焼津市本町二丁目 16 番 32 号 電話番号 054-626-1119）とする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、次のものを焼津市ホームページに掲載するので、精読した上、参加すること。焼津市ホームページアドレス <https://www.city.yaizu.lg.jp/>
- ア 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成 23 年焼津市告示第 310 号）
 - イ 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 24 年焼津市告示第 30 号）
 - ウ 焼津市制限付き一般競争入札実施要綱（平成 11 年焼津市告示第 40 号）
 - エ 焼津市制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）
 - オ 焼津市競争契約入札心得（建設工事等）
 - カ 焼津市電子入札運用基準
 - キ 焼津市低入札価格調査取扱要領
 - ク 焼津市公共工事前金払及び部分払に関する取扱要領
 - ケ 焼津市建設工事の中間前金払に関する取扱要領
 - コ 焼津市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領
 - サ 焼津市発注工事における監理技術者等に関する取扱要領
- (3) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）の対象建設工事である。
- (4) 本工事の請負契約については、落札者と仮契約を締結した上、焼津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年焼津市条例第 10 号）第 2 条の規定による議決を経たときに本契約が成立する。
- (5) 予定価格と最低入札金額との金額の差が少額である場合に限り、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約をおこなうことがあります。